

参考資料 1

大臣特認制度のワーキンググループの設置について 【審議】

2024年2月7日
経済産業省産業保安グループ
ガス安全室

1. ガス事業法における大臣特認制度の創設

1. 現状と対応の方向性（案）

- 現行のガス事業法ではガス種の限定等はないものの技術基準（省令）では可燃性の確認（カロリー確認）を求めているところ、晴海選手村地区での水素導管供給事業が今後行われる予定（そのため省令の改正等を予定）。
- そのような事業に対し、**機動的に対応するためには、現行の技術基準（省令）で求める技術以外についても審査できる仕組みが必要**ではないか。
- 上記仕組みに係る制度的な措置として、高圧ガス保安法や火薬類取締法では「**大臣特認制度**」が既に措置されているものの、ガス事業法では措置されていないため、今後、**関係省令に同制度を措置する方向で検討したい**（対象条文の考え方等は、ガスに係る規制を行っている高圧ガス保安法に倣うことを想定）。
- そのため、どのような制度設計が良いか、関係団体等と議論していきたい。

2. 具体的な大臣特認の制度（案）

（1）制度の立て付け

- 技術基準（省令）以外でも**安全性が担保されることを、事業者（申請者）が科学的なデータ等を用いて自ら立証し、それを経済産業省が主催する「有識者により構成された審議の場」において審査することとしてはどうか。**審査の結果、申請内容の安全性が認められれば、事業者（申請者）の申請に基づき、国が「規定に依らない場合」として認めることとしてはどうか。

（2）審査基準

- **扱う技術や物質の特性を十分に踏まえつつ、現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保等を認定の基準としてはどうか。**

（3）審査体制

- 特認申請の審査については、ガス事業法と同様、各監督部による権限が存在する火薬類取締法の審査方法に倣い、**ガス安全小委員会下部組織としてワーキンググループを設置**することとしてはどうか。

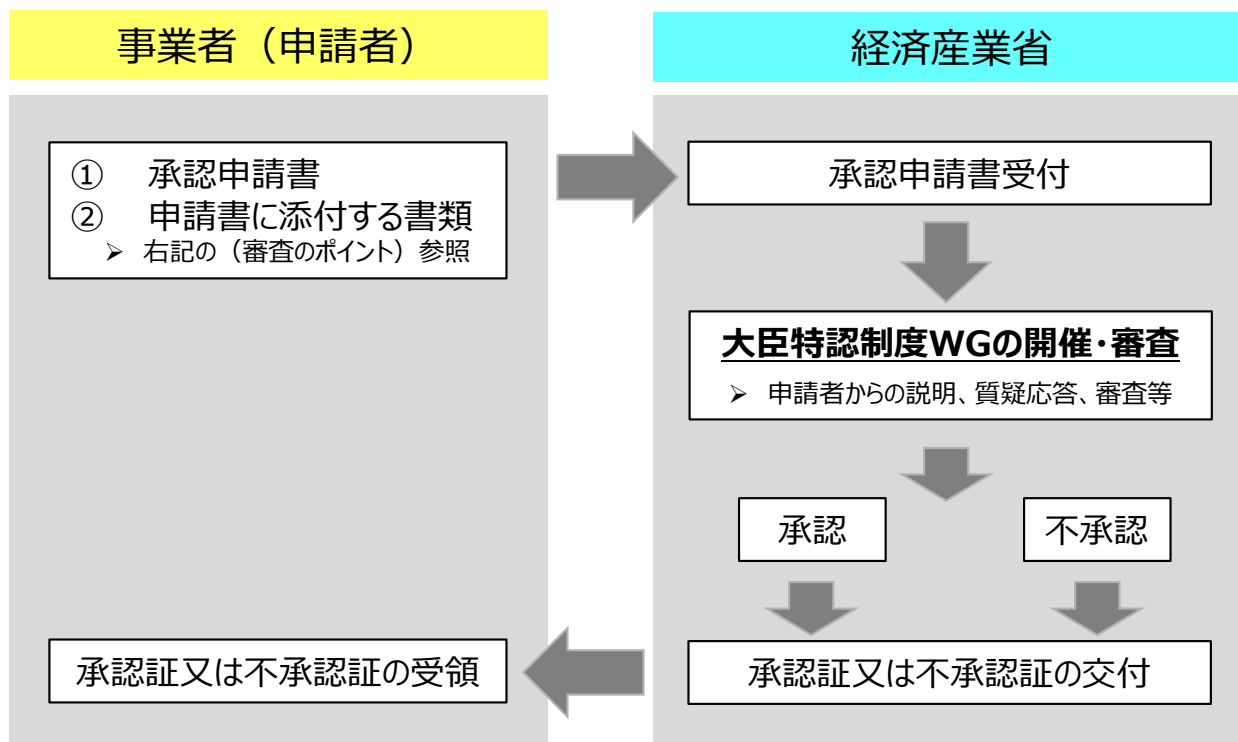
2. 大臣特認制度のワーキンググループの設置について

- ワーキンググループの設置にあたっては、ガス工作物の技術分野、リスクマネジメント分野及び消費者等の有識者によるメンバー構成によるものとしつつ、審査においては、ワーキンググループの場において、水素事業等を念頭に、事業者（申請者）から審査基準（注）を満たしていることの説明を求めた上で審査を行うこととしてはどうか。
- また、申請書に添付する書類（審査のポイント）は下記を想定しているが、ワーキングメンバーの決定後にあらためて意見を求め、必要な修正・追加を行うこととしてはどうか。

（注）扱う技術や物質の特性を十分に踏まえつつ*、現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保等を審査基準としている。

また、当該安全性の確保等は、事業者（申請者）が科学的なデータ等を用いて自ら立証する必要がある。例えば、扱う物質が、水素の場合は、拡散・着火しやすく、材料の脆化に十分留意する必要がある。

<審査スキーム>



（注）申請にあたっては、工事着工前に十分な余裕をもって申請することが必要。

<申請書に添付する書類（審査のポイント）（案）>

1. 現行の技術基準で求める以外の技術であることの説明、その技術を必要とする背景・理由
2. 技術内容の説明
3. JIS、ISO、IEC等の他の基準への適合状況
4. 現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保の説明
 - ① 技術的な比較（性能、対環境）
 - ② 運用・維持管理（保安体制・緊急時対応を含む）
 - ③ リスク分析・評価（安全性の確保）
 - ・ 建設時、維持管理時、非常時（災害、漏えい事故発生等）
 - ・ 過去の事故発生事例も踏まえたリスク分析・評価
5. 設計図及びフローシート、試験データ又は解析結果、性能評価、評価データ、評価結果、参考文献、など

3. 大臣特認制度の対象について①

- ◆ 大臣特認制度の対象については、現行の技術基準の構成や重大事故対策等を踏まえた基準策定の経緯等を鑑み、下記のとおりとしてはどうか。

<現行の技術基準の構成>

- 現在のガス工作物の技術基準（省令）は、新技術の採用や国際規格等を用いることなど、ガス工作物の設計の柔軟性を確保するため、仕様や数値等の基準を示す仕様規定から、安全確保のために必要な性能を示す性能規定に一部を除き変更されている。
- この性能規定については、ガス事業者が性能規定に適合する仕様等を自己責任により選択できるとされているため、水素関連事業等の新たな技術についても、技術基準に反することなく、ガス事業者が自ら性能規定を満たすことが可能であるもの。

<大臣特認制度の対象>

- 本制度は、現行の技術基準で求める技術以外について審査するものであるところ、上述記載の具体的な仕様や数値等の基準が示されている仕様規定について審査の対象とすることとしてはどうか。（具体的な対象については次頁参照）
- また、審査の結果により承認されたものと同様なものは、再度の審査を不要としてはどうか（承認申請書の提出等の手続きは必要）。

3. 大臣特認制度の対象について②

＜12の仕様規定＞ ※数値や安全確保のための具体的な方法が示されている規定

規定の性質	特認の対象	規定の内容等
1. 具体的な数値を規定 離隔距離（6条）、漏えい検査、点検の頻度（51条、63条）	対象	- 設備の外面から事業場の境界線までの距離や検査の頻度が具体的な数値で決められている規定。 - 既に大臣の認可又は承認を受けた場合、基準によらないことができる」とされている。
2. 安全確保の方法を規定 付臭（22条）、防液堤（38条）、安全弁（17条、35条）、水取り器（46条）	対象	- 臭気によりガスの感知ができるようにする規定であるが、一定の条件下で適切な漏えい検知装置が設置されている場合等には除外規定がある。 - 防液堤等については、適切に設置しなければならないと規定。
3. 重大事故の対策としての規定（※） 掘削により露出管となった場合の防護（54条、55条）、導管の設置場所（52条）	対象	- 掘削により周囲が露出することとなった導管に対し、導管の支持の方法、導管の接合部の抜け出し防止方法等を規定。 - 特定地下街等へのガス供給導管は、ガス漏れ検知が可能な範囲で外壁を貫通すべきことを規定。 - 他に、建物の荷重を受けないよう、建物の基礎面下には高圧導管を設置しないことを規定。
4. その他の規定 昇圧供給装置（60条）	対象としない	- 天然ガス自動車等にガスを高圧にして充填する装置について、ガス事業法におけるガス工作物の範囲（圧縮できるガスの量：標準状態18.5m³/h未満）に関する規定。 - 上記の規模以上のガス充填設備は、高圧ガス保安法の規制対象となっており、本条文は同法との関連もあるため、今回の検討対象としない。（今後必要に応じ検討）

※ 1970年の天六ガス爆発事故（死者79名、負傷者420名）、1980年の静岡駅前地下街爆発事故（死者15名、負傷者223名）等の事故対策を踏まえ規定化されているもの。